公　告

調　達　項

邑智西部区域特定地域整備事業における日向東換地区の換地計画の公告

独立行政法人森林総合研究所から認可申請があった邑智西部区域特定地域整備事業における日向東換地区の換地計画を適当とする旨決定したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「法」という。）附則第９条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第８号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号。以下「旧機構法」という。）第16条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の２第４項の規定において準用する同法第８条第６項の規定に基づき公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定について、法附則第９条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧機構法第16条第２項において準用する土地改良法第52条の３第１項の規定に基づき、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議を申し出ることができる。

平成 22 年２月 15 日

農林水産大臣　赤松　広隆

1　縦覧に供すべき書類の名称
　邑智西部区域特定地域整備事業における日向東換地区の換地計画書の写し
2　縦覧期間
　平成22年２月16日から平成22年３月15日まで
3　縦覧場所
　島根県邑智郡邑南町事務所

邑智西部区域特定地域整備事業における妙見谷換地区の換地計画の公告

独立行政法人森林総合研究所から認可申請があった邑智西部区域特定地域整備事業における妙見谷換地区の換地計画を適当とする旨決定したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「法」という。）附則第９条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第８号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号。以下「旧機構法」という。）第16条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の２第４項の規定において準用する同法第８条第６項の規定に基づき公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定について、法附則第９条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧機構法第16条第２項において準用する土地改良法第52条の３第１項の規定に基づき、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議を申し出ることができる。

平成 22 年２月 15 日

農林水産大臣　赤松　広隆

1　縦覧に供すべき書類の名称
　邑智西部区域特定地域整備事業における妙見谷換地区の換地計画書の写し
2　縦覧期間
　平成22年２月16日から平成22年３月15日まで
3　縦覧場所
　島根県江津市事務所

邑智西部区域特定地域整備事業における上大貫換地区の換地計画の公告

独立行政法人森林総合研究所から認可申請があった邑智西部区域特定地域整備事業における上大貫換地区の換地計画を適当とする旨決定したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「法」という。）附則第９条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第８号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号。以下「旧機構法」という。）第16条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の２第４項の規定において準用する同法第８条第６項の規定に基づき公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定について、法附則第９条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧機構法第16条第２項において準用する土地改良法第52条の３第１項の規定に基づき、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議を申し出ることができる。

平成 22 年２月 15 日

農林水産大臣　赤松　広隆

1　縦覧に供すべき書類の名称
　邑智西部区域特定地域整備事業における上大貫換地区の換地計画書の写し
2　縦覧期間
　平成22年２月16日から平成22年３月15日まで
3　縦覧場所
　島根県江津市事務所

邑智西部区域特定地域整備事業における中来尾換地区の換地計画の公告

独立行政法人森林総合研究所から認可申請があった邑智西部区域特定地域整備事業における中来尾換地区の換地計画を適当とする旨決定したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「法」という。）附則第９条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第８号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号。以下「旧機構法」という。）第16条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の２第４項の規定において準用する同法第８条第６項の規定に基づき公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定について、法附則第９条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧機構法第16条第２項において準用する土地改良法第52条の３第１項の規定に基づき、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議を申し出ることができる。

平成 22 年２月 15 日

農林水産大臣　赤松　広隆

1　縦覧に供すべき書類の名称
　邑智西部区域特定地域整備事業における中来尾換地区の換地計画書の写し
2　縦覧期間
　平成22年２月16日から平成22年３月15日まで
3　縦覧場所
　島根県浜田市事務所

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年２月 15 日

関東地方整備局長　菊川　　滋

1　処分をした年月日　平成21年11月17日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　立川開発工業株式会社　田村　　実　神奈川県横浜市港北区鳥山町729―４　国土交通大臣許可（特―19）第1464号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年11月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年２月 15 日

関東地方整備局長　菊川　　滋

1　処分をした年月日　平成21年11月26日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三星産業株式会社　菊地　勝利　東京都足立区宮城１―20―15　国土交通大臣許可（般―18）第709号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年11月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年２月 15 日

関東地方整備局長　菊川　　滋

1　処分をした年月日　平成21年11月27日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社岩井建設　岩井　寿幸　東京都調布市仙川町３―12―52　国土交通大臣許可（般―19）第10072号